

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	療養病床の転換に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度（※1）の適用期限を、介護療養病床の廃止期限（※2）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※1 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格（取得価額の50%）の15%の特別償却を行うことができる制度。</p> <p>※2 介護療養病床の廃止については、平成24年3月31日を期限としていたが施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている。</p>
3	担当部局	老人保健課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度税制改正要望により創設。（2年間） 平成21年度税制改正要望により延長。（2年間）
6	適用又は延長期間	<p>介護療養病床の廃止期限（※）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※ 介護療養病床の廃止については、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>療養病床の再編成においては、医療の必要性の低い患者の受け皿として療養病床を老人保健施設等に転換することとしており、当該転換に係る特別償却制度を延長することにより、円滑な転換を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>基本目標Ⅸ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策中目標2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅸ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>3-2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>療養病床の転換について特別償却制度が適用された場合、転換に要した費用に応じて負担の軽減が効果的に発揮されるため、介護施設等へ転換するインセンティブとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	7施設 372床
		② 減収額	14百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>162施設 6277（床） 平成22年6月15日現在 上記の数の医療機関・療養病床が介護施設等へ転換した。</p> <p style="text-align: right;">（7月30日 介護保険部会資料）</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>22.6百万円 平成21年度 11.2百万円 平成22年度 11.4百万円</p> <p>※ 療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことなどにより、現時点では転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>平成23年4月以降に転換を考えていた施設が老人保健施設等へ転換しなくなる可能性がある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>介護療養病床の老人保健施設等への転換は、いわゆる社会的入院を解消し</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供 ② 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用 ③ 医師、看護師など限られた人材の効率的な活用 <p>を目的として進めているものであり、税収減に足る効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことや、国会での発言などにより、転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>下記事業と併せて当該特別償却制度を利用することで、より円滑な転換を推進する。</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 病床転換助成事業</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		